

第3次嘉麻市男女共同参画社会基本計画（案）に対する意見募集の結果について

意見公募期間 令和3年12月6日（金）～令和4年1月5日（月）

意見提出者 個人5人

意見数 18件

対応状況 意見のとおり修正 4件

意見に沿って一部修正 5件

原案のとおり 9件

No	ページ	ご意見（概要）	市（審議会）の考え方		修正 有無
			対応	内容	
1	P7	計画のテーマに『ジェンダー平等社会の実現』と明記されたことに、深い感慨を覚えます。嘉麻市の“男女共同参画”の取組が、こう表現されるまで前進したのは嬉しいことです。具体的な内容の充実を期待します。	貴重なご意見として承ります。	—	無
2	P21	第3章嘉麻市の現況 3 市民意識調査からみた現状と課題 (3) 男女共同参画に関する施策・用語の認知 P21と次ページのグラフが同じものになっています。	ご意見のとおりグラフを修正しました。	グラフの添付間違いのため	有
3	P31	基本目標Ⅰ、Ⅱ、Ⅲの各主要課題の「現状と課題」について、適切な分析が行われ、取り組むべき課題が明示されていると思います。この計画が実現されること（紙に描いた餅に終わらないこと）を切望しています。現状と課題に「アンコンシャス・バイアスが意識啓発の課題とされ、解消に向け全課にわたり、その認知と理解を進める」とある点は、具体的事業の2・3に含まれているのかと思われませんが、事業内容に「アンコンシャス・バイアス解消」の言葉を明記することで、より課題解決に繋がると考えます。	ご意見のとおり修正しました。	事業NO1～4の事業の内容の最後に「…併せてアンコンシャス・バイアスの解消に向けた意識啓発を行っていく。」を加える。	有
4	P36～ 37	子育て期のジェンダー平等教育の重要性を指摘し、条例啓発冊子の題名（学ぼうそして 行動しよう）が明記されたことは、活用を進める上でPRになります。 基本目標Ⅰ 主要課題3 教育の場における男女共同参画の推進 事業no.10 人権の視点からとらえた「包括的性教育の充実」は、今まさに必要な取組であり、積極的な推進を期待しています。 事業no.11 嘉麻市内の多くの子どもが通っている「私立」保育園への取組を積極的に実施する 方策を具体的に検討し、明記して下さい。	ご意見に沿って一部修正しました。	事業NO11の事業の内容に「私立保育園についても、」の次に「連携を図りながら」を加える。	有

5	P37	基本目標Ⅰ 主要課題3 教育の場における男女共同参画の推進 事業no10 包括的性教育は、用語の説明が必要では。	ご意見のとおり修正しました。	P36の現状と課題に、包括的性教育の説明文章があります。また、用語の説明を入れます。	有
6	P37	基本目標Ⅰ 主要課題3 教育の場における男女共同参画の推進 事業no11 公立のみでなく、私立に対しても行政が責任をもって指導するべき	ご意見に沿って一部修正しました。	事業NO11の事業の内容に「私立保育園についても、」の次に「連携を図りながら」を加える。	有
7	P40	基本目標Ⅰ 主要課題4 性暴力根絶の取組 事業no17と18の新設は喜ばしいことだ。ぜひ実現してほしい。	貴重なご意見として承ります。原案のとおりとさせていただきます。	—	無
8	P45 ~46	基本目標Ⅱ 主要課題1 意思決定過程への女性の参画拡大 事業no25 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大を図る上で、特に若い世代の参画を促すポジティブ・アクションとしての環境整備に託児は欠かせません。調査・研究に留まらず、制度の見直しの働き懸け・工夫等も是非入れて下さい。	ご意見に沿って一部修正しました。	P45下から2行目「調査し研究するとともに」を「の調査研究のほか、制度の見直しに向けた働きかけを行っていくとともに」に改める。	有
9	P46	基本目標Ⅱ 主要課題1 意思決定過程への女性の参画拡大 事業no23~26 現実の社会制度は、男性が作り男性がやりやすいように組織化されている。男女共同参画の内容は、男性はわかったふりをしてわかっていない。現実的に前に進める方法として、市全体のすべての集まりを招集するときは、男女が半々になるよう配慮してほしい。 区長の集まりには、必ず代表する女性を一人連れてくるなど。	貴重なご意見として承ります。原案のとおりとさせていただきますが、運用面で右記のように周知いたします。	事業の主催者に対して事業の案内段階から女性が参加しやすい工夫をするように周知します。	無
10	P46	基本目標Ⅱ 主要課題1 意思決定過程への女性の参画拡大 事業no25、 審議会などに若い世代、子育て世代の意見を反映させるために託児が求められると思います。ボランティア託児という方法もあるかと思しますので、ぜひ検討してほしい。	ご意見に沿って一部修正しました。	P45下から2行目「調査し研究するとともに」を「の調査研究のほか、制度の見直しに向けた働きかけを行っていくとともに」に改める。	有

11	P49	基本目標Ⅱ 主要課題2雇用の場における男女平等の促進と労働環境の整備 事業 no27 経済活動と称して事業会は市民を搾取するやり方でなく、市民が生活の糧を得て幸福になるのが本来の経済活動だ。周知徹底や意識啓発の場には男性ばかりでなく必ず女性にも名目をつけて参加させる。女性が入った方が事業は前に進むと思う。	貴重なご意見として承ります。原案のとおりとさせていただきますが、運用面で右記のように対応いたします。	事業の主催者に対して事業の案内段階から女性が参加しやすい工夫をするように周知します。	無
12	P49	基本目標Ⅱ 主要課題2雇用の場における男女平等の促進と労働環境の整備 事業 no27,no28 本市における中小企業中心の雇用主へより具体的に働きかけるために、職場環境の丁寧な実態把握の実施を、是非入れてください。	貴重なご意見として承ります。原案のとおりとさせていただきますが、右記のように対応いたします。	産業振興課において、来年度調査実施予定です。調査内容につき検討を依頼します。	無
13	P57	基本目標Ⅲ 主要課題1 男女が共に仕事と家庭・地域における活動を両立できる 「ワークライフバランス」の実現 事業 no35 事業内容に「コミュニケーション能力を身に着けさせる、弱者に対する想像力を育てる」を追加してほしい。	貴重なご意見として承ります。原案のとおりとさせていただきますが、運用面で右記のように対応いたします。	公民館事業の担当課に対して事業実施について検討を依頼します。	無
14	P57	基本目標Ⅲ 主要課題1 男女が共に仕事と家庭・地域における活動を両立できる 「ワークライフバランス」の実現 事業 no37 事業内容に「肉体的、精神的にもきついワンオペへの理解」も追加してほしい	ご意見に沿って一部修正しました。	P56 上から5行目の「…傾向がみられます。」の次に「また、近年問題視されている母親が一人で家事・育児を担う「ワンオペ育児」が問題となっていますが、」と追加します。	有
15	P57	基本目標Ⅲ 主要課題1 男女が共に仕事と家庭・地域における活動を両立できる 「ワークライフバランス」の実現 事業 no38,no39 事業の内容を是非とも具体的に実施してください。	貴重なご意見として承ります。原案のとおりとさせていただきます。	—	無
16	P58	基本目標Ⅱ 主要課題1 意思決定過程への女性の参画拡大 事業 no25、42 審議会などにおける託児の取組は、少子化が進む嘉麻市において子育て世代の審議会等への参画は大事だと思います。さらに市議会でも出産・育児などの欠席事由拡大に合わせて復帰後の託児の取組みも考えてほしい。	貴重なご意見として承ります。運用面で右記のような対応をしています。	市議会に検討していただくよう働きかけを行ってまいります。	無

17	P64	基本目標Ⅲ 主要課題3 様々な困難を抱えた人々が安心して暮らせる環境整備事業 no54 担当課として関係各課に含まれるとされているかと思われませんが、子育て支援課に加えて学校教育課も挙げて頂きたい。	ご意見のとおり修正しました。	「学校教育課」を追加します。	有
18	P66	基本目標Ⅲ 主要課題4 防災、災害復興分野における男女共同参画の推進事業 no58 防災担当課への女性職員の配置の実現を切望します。	貴重なご意見として承ります。原案のとおりとさせていただきます。	—	無

第2次嘉麻市配偶者からの暴力の防止及び被害者からの保護等に関する基本計画（案）に対する意見募集の結果について

意見公募期間 令和3年12月6日（金）～令和4年1月5日（月）

意見提出者 個人3人

意見数 8件

対応状況 意見のとおり修正 2件
原案のとおり 6件

No	ページ	ご意見	市（審議会）の考え方		修正 有無
			対応	内容	
1	P11	下から3行目 第5次福岡県男女共同参画計画」は『福岡県性暴力根絶条例』の間違いかと思えます。	ご意見のとおり修正しました。	「福岡県性暴力根絶条例」に基づいた「第5次福岡県男女共同参画計画」に修正しました。	有
2	P12	基本目標Ⅰ基本的施策1 人権を尊重し、暴力を容認しない意識の醸成 事業no1 事業で人権・DV、内容で人権やDVに関する、とありますが、人権・を消してDVに特化した表現にするのが妥当と思えます。 事業no2 学校教育課の取組を多いに期待しています。 事業no4 担当課は頑張ってください。	ご意見のとおり修正しました。	削除します。	有
3	P20	基本目標Ⅱ基本的施策2 外国人、障がい者、高齢者、性的少数者等への適切な対応 事業no13、no14 について、担当課について関係各課の具体的明記が必要と思えます。	貴重なご意見として承ります。原案のとおりとさせていただきます。	職員はすべての当事者に対応するスキルをもつべきと考え、現行のとおりとします。	無
4	P20	基本目標Ⅱ基本的施策2 外国人、障がい者、高齢者、性的少数者等への適切な対応 事業no13、no14 事業内容として新設されたのは適切なことです。 困難な面もあると思えますが、具体的な取組を期待します。	貴重なご意見として承ります。原案のとおりとさせていただきます。	—	無

5	P23	基本目標Ⅲ基本的施策 1 被害者の安全確保と心理的ケアへの配慮 事業 no18, 人権・同和対策課の取組に期待しています。	貴重なご意見として承ります。原案のとおりとさせていただきます。	—	無
6	P23	基本目標Ⅲ基本的施策 1 被害者の安全確保と心理的ケアへの配慮 事業 no16 “暴力追放相談員”との連携強化を図る。とありますが、当相談員には、ジェンダー平等やDVについての研修実施・理解の促進が行われているのでしょうか？	貴重なご意見として承ります。原案のとおりとさせていただきますが、運用面で右記のように対応いたします。	暴力追放相談員においても職員研修の対象となっています。DV被害者支援に適切な対応ができるよう研修を実施してまいります。	無
7	P20 P23	基本目標Ⅱ基本的施策 2 外国人、障がい者、高齢者、性的少数者等への適切な対応 事業 no13、14 事業内容として新設されたのは喜ばしいことです。 基本目標Ⅲ基本的施策 1 被害者の安全確保と心理的ケアへの配慮 事業 no18 担当課は多くの課になりますが、きめ細かな対応が必要と考えます。	貴重なご意見として承ります。原案のとおりとさせていただきます。	—	無
8	P27	成果指標 成果指標の設定は、見事です。 当事者の動きを数字として現状分析ができます。	貴重なご意見として承ります。原案のとおりとさせていただきます。	—	無